

大口町告示第2号

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月5日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町工場等遮熱促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付要綱（令和7年大口町告示第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「30日」を削る。

第11条中「又は当該年度の3月31日（閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い期日」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を工事に着手する日の前までに町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、終了の日から起算して30日を経過した日までに、大口町工場等遮熱促進事業補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> | <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を工事に着手する日の<u>30日</u>前までに町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、終了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日（閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日）の<u>いづれか早い期日</u>までに、大口町工場等遮熱促進事業補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> |